国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程

（平成２６年６月１１日制定）

（設置）

第１条　国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)に，本学における男女共同参画を推進するため，男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（審議事項）

第２条　委員会の所掌事項は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画推進方策の企画，立案及び実施に関する事項

(2) 男女共同参画推進の実施状況の点検，評価及び改善に関する事項

(3) その他男女共同参画の推進に関する事項

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総務・財務担当副学長

(2) 事務局長

(3) 学長が指名する者

（任期）

第４条　前条第３号の委員の任期は２年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合は，これを補充し，その任期は前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は，再任されることができる。

（委員長等）

第５条　委員会に，委員長を置き，総務・財務担当副学長をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し議長となる。

３　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（議事）

第６条　委員会は，委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

２　委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務）

第７条　委員会の事務は，総務課が行う。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

この規程は，平成２６年６月１１日から施行する。